

第6章 土壌汚染の現況と対策

土壌は地殻の表層部分にあって、水や大気等とともに環境の重要な構成要素である。

土壌汚染についての基準は、①「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（以下、「農用地土壌汚染防止法」という。）に基づく農用地のみに適用される基準と、②「環境基本法」に基づく一般土壌に対する環境基準の二種類がある。

1 農用地土壌汚染

農用地土壌汚染防止法に基づき、農作物の摂取による健康被害を防止する観点からカドミウムについて、また、農作物の生育阻害を防止する観点から銅・砒素について、おのおの基準が定められている。

農用地土壌汚染防止法では、基準を超える汚染が発見された場合には、「重金属汚染地域」に指定するとともに、当該地域で生産される農産物を食用に供することを禁止している。

平成7年3月現在、全国では、重金属汚染地域として、27地域（総面積3,540ha）が指定されているが、本県での指定地域はない。

しかし、県としては、土壌汚染を未然に防止することを目的とする「土壌環境基礎調査」により、定点圃場を設置し、土壌汚染の実態を調査している。

その結果、いずれの地域においても土壌汚染は認められず、各有害成分とも自然賦存量の範囲内であった。

また、亜鉛については、環境庁通達（昭和59年）により、生育阻害を防止するための「農用地における管理基準」が定められている。

2 一般土壌汚染

一般土壌の環境基準は、まず平成3年8月にカドミウム等10項目、つい

で6年2月にはトリクロロエチレン等15項目について定められた。

これは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められたもので、土壌の汚染状態の有無を判断する基準となるとともに、汚染土壌に係る改善対策を講ずる際の目標となるものである。(表2-6-1)

これまでの調査事例から見ると、土壌汚染は、地下水の水質調査結果から判明することが多いが、汚染が発見された場合には、汚染原因者に対し、汚染土壌の撤去や浄化などを指導している。

表2-6-1 土壌の汚染に係る環境基準 (単位: mg/検液1ℓ)

項 目	基 準
カドミウム	0.01 以下 農用地: 1mg未満/米1kg
全シアン	不検出
有機機燐	不検出
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒素	0.01 以下 田: 15mg未満/土壌1kg
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	不検出
P C B	不検出
銅	田: 125mg未満/土壌1kg
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下